

令和6年第3回稲沢市農業委員会総会議事録

令和6年3月26日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
		14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
9番	橋本 淳	10番	木村 均
13番	近藤 淳司	19番	八木 章嘉

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主査	山本 愛
主任	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	本田 貴裕
----	-------	----	-------

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和6年第3回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、橋本委員、木村委員、近藤委員、八木委員の4名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業が本格化する時期を迎え、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。それでは、只今から、令和6年第3回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、14番田中委員、15番宮田委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は渡人の申し出を受け申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

登記地目は田ですが、隣接地の転用に伴い畑として利用する計画です。

受人は現在4,342㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従

事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在2,747㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では250日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部農地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在11,542㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯では360日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在3,308㎡の農地を耕作しており、個人で年間70日、世帯では150日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は現在、自宅近隣及び愛西市内で知人の農地の一部を借りて耕作しており、今回の申請で1,603㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事する計画となっております。

4ページをお願いいたします。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地で長年耕作を続けており、渡人の申し出を受け申請地を取得するものです。

受人は、今回の申請で改めて504㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間150日、世帯では300日農業に従事する計画となっております。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在2,390㎡の農地を耕作しており、個人で年間160日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在10,553㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在1,219㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日農業に従事しています。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在6,743㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では450日農業に従事しています。

番号11番から番号14番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 45,486 m²の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯では 250 日農業に従事しています。

6 ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

番号 15 番と番号 16 番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

申請地 地目 面積 を朗読。

令和6年4月1日から3年間の賃借権の設定です。

受人は今回の申請で 1,036 m²の農地を耕作することとなり、個人で年間 100 日、世帯では 200 日農業に従事する計画となっております。

番号 17 番

申請地 地目 面積 を朗読。

令和6年4月1日から3年間の賃借権の設定です。

本件は 12 ページ、日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請、番号 5 番に係る内容です。

受人は現在 571 m²の農地を耕作しており、常時従事者数は 2 名で、年間 600 日従事しております。12 ページにあります農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を借りるものです。

7 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 17 件、移動の土地は、田 16 筆 13,332 m²、畑 15 筆 6,147 m²、合計 31 筆 19,479 m²です。

以上 17 件のうち、番号 1 番から 17 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、申請地の対価、申請人について、参考としてお手元に配付しております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

8ページをお願いします。議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

9ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは貸駐車を設置します。農地区分は第2種農地です。

つづきまして、10ページの総括表をごらん下さい。

4条の申請件数は、1件 転用の土地 田 1筆 276㎡、合計 1筆 276㎡です。

以上、4条申請1件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます

【事務局】

11 ページをお願いします。議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。先に所有権移転案件から説明させていただきます。12 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは住宅敷地の拡張を目的とした転用でございます。農地区分は第2種農地です。宅地 273.37 m²と一体利用します。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは事務所・駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。宅地等 85.76 m²と一体利用します。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは車両置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため、許可要件を満たしております。雑種地 776 m²と一体利用します。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは農家レストランを建築します。農地区分は農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するため、許可要件を満たしております。

13 ページをお願いします。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは店舗を建築します。農地区分は農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するため、許可要件を満たしております。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは農業用倉庫を建築します。農地区分は農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するため、許可要件を満たしております。

つづきまして、14ページをお願いします。ここから権利設定の案件になります。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは診療所・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号9番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号10番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは車両置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号11番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは地区公民館を建築します。農地区分は第3種農地です。

番号12番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号13番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号14番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、新幹線高架橋の改修工事施工時に使用する、工事用資材置場・駐車場として、一時転用するものです。一時転用期間は令和6年5月1日から令和6年12月31日までの8か月間です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

つづきまして、15ページの総括表をごらん下さい。

5条の申請件数は、14件 転用の土地 田 15筆 3,011㎡ 畑 17筆 6,047㎡、合計 32筆 9,058㎡です。

以上 5条申請 14件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑ございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

総会提出議案 16 ページをお願い致します。

議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件のみでございます。

17 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定が 36 筆、使用貸借権の設定が 21 筆です。

貸借期間は全て令和 6 年 5 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までです。

22 ページ総括表をお願い致します。

田 48 筆 29,617.61 m² 畑 9 筆 5,930 m² 合計 57 筆 35,547.61 m²になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、瀧委員、杉村委員、小原委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いいたします。

議案第12号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6 議案第13号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案23ページをお願い致します。議案第13号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき農地等の利用の最適化の推進に関する指針について別紙のとおり定めるので、農業委員会の議決を求めます。本日付け提出 会長名でございます。

別紙の稲沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案をご覧ください。現在、平成31年2月25日に策定いたしました、稲沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農業委員会活動を行っておりますが、目標年度が平成35年となっていることから、この度見直しを行うものです。前回の指針から変更となります主な点を中心にご説明いたします。はじめに、第1の基本的な考え方では、農業経営基盤強化促進法に基づいて作成される「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組むことに改めております。はねていただきまして、第2の具体的な目標、推進方法及び評価方法についてでございます。

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標では、目標年度を令和16年3月とし、管内の農地面積、遊休農地面積を最新の数値に改め、遊休農地の減少面積を、3年後の令和9年3月には緑区分の遊休農地をゼロとなるよう目標を定め、その後年2ヘクタール減らす目標といたしております。

次のページをお願いします。

2. 担い手への農地利用の集積・集約について

(1)担い手への農地利用集積の目標では、目標年度を令和16年3月とし、管内の農地面積、

集積面積を最新の数値に改め、令和 16 年 3 月の集積率の目標を市の基本構想に合わせ、40%と見直しております。はねていただきまして、

3. 新規参入の促進について

(1)新規参入の目標では、目標年度を令和 16 年 3 月とし、こちらの新規参入者数の目標も、市の基本構想に合わせ、10 経営体と見直しております。

最後に、第 3「地域計画」の目標を達成するための役割についてでございます。

ここでは、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、稲沢市農業委員会の役割について記載しております。以上が、この度の見直しによる主な変更点でございます。

また、この指針を見直す際には、農地利用最適化推進委員の意見を聴くことが法で定められているため、事前にこの指針を推進委員さんにもご覧いただき、ご意見をいただいております。いただきましたご意見を整理したものをご紹介します。

1 就農者の高齢化による離農及び後継者不足は待ったなしの状況であり、新規就農者の確保など、農地利用の推進と同時に進めることが最重要である。新規就農者へのサポート体制を充実し、農業人口の増加に繋がるような方法など時代に合った農業政策を行政に提言することが重要である。

2 文書がマニュアル的であるため、もう少し字句を整理し、わかりやすい文書とすべきではないか。

3 農地パトロールの中で、違反転用発生防止とあるが、どのような対応をすればよいのか、また遊休農地発生防止解消とあるが、どのような対応をすればよいのかなど、具体的な対応がよくわからない。

以上のようなご意見をいただいております。

この指針を策定するにあたりまして、国が示しております指針作成に係る参考事例というものがあり、本市の実情と照らし合わせながら、ある程度それに即した指針となっております。また、この指針につきましては、随時、見直すことが可能でございますので、いただきましたご意見、これからいただきますご意見につきましては、随時見直しをしてまいりたいと考えております。高いハードルがあることも承知しておりますが、様々な制約があることもご賢察いただき、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 13 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 議案第 14 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

始めに、1 ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」です。

「1 農業委員会の現在の体制」につきましては、現在の委員の定数及び実数を記載していません。

次に、その下「2 農家・農地等の概要」につきましては、農林水産省が公表している「農業センサス」及び「耕地及び作付面積統計」の数値に基づき各種統計の情報を記載しております。

2 ページをお願いします。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の(1)農地の集積です。

現状として、市内の農地面積 3,150ha に対し令和 5 年度末の集積面積は 976.4ha であり、集積率は 31.0%となっております。集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者への農地の集積面積を指します。課題として、「畑の担い手が少なく、田と比較して集積が進んでいない。また農地中間管理事業を市行政や JA と連携し、進めていく必要がある」としました。目標としましては、市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」により、令和 14 年度の集積率 40%を採用し、残りの期間で割り戻した結果、来年度の新規集積面積を 32ha、集積率を 32.0%の目標として設定いたしました。

次に(2)遊休農地の解消について でございます。

現状として、遊休農地は市内全体で 72ha あります。その内、草刈りを行うことで、直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地は、35.4ha、雑木が生えて草刈りでは直ちに耕作することができない黄区分の遊休農地は 36.6ha ありました。課題として農家の高齢化、また相続によって、非農家や市外在住の農地所有者の増加があります。また管理されていない植木畑について、徐々に森林化が進み再生利用が難しくなっているとしました。目標としては、ア既存遊休農地とイ新規発生遊休農地の解消の 2 つに分けて設定を行います。アの既存の緑区分遊休農地については、令和 3 年度の遊休農地面積に対して、5 年間で解消を目指し目標を立てるよう決められており、全体の 35.1ha を 5 年間で割ると、1 年で 7ha の解消目標となっております。次に b の黄区分の遊休農地については、別途工程表を策定し基盤整備事業に併せて解消するように決められており、工程表策定方針は、現地調査を行い、再生困難な非農地との見極めを行い、土地改良区等の関係機関と協議をしながら策定することといたしました。イの新規発生した緑区分遊休農地は、14.4ha ありました。

それでは次の 3 ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進 でございます。

現状として、令和 3 年度から令和 5 年度までの新規で認定農業者や認定新規就農者になられた方の実績が記載されております。課題としては、農業委員及び推進委員、市行政、農協と連携し新規参入者の掘り起しを進める必要がある。また、農業従事者の高齢化、後継者不足による担い手の減少が深刻化しているとしました。次に目標ですが、設定する前に令和 3 年度から令和 5 年度の過去 3 年間の農地法第 3 条許可や農業経営基盤強化促進法に基づき公告された集積計画による権利移動面積の合計を記載しております。過去 3 年の権利移動面積の平均の 1 割以上を新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得ることを目標として設定することとされており、4.5ha を目標として設定いたしました。

次に 2. 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。

最適化活動を行う委員としましては、現場活動を中心に実施している農地利用最適化推進委員 24 人を対象として、活動日数は 1 人当たり、月 6 日を設定しました。6 日に設定した根拠は、農林水産省が作成した目標達成の評価方法で加点される最低日数が 6 日以上であるためです。

活動時間にかかわらず、最適化活動を行った場合は、1 日と計上します。年 3 回集中的に行う農地パトロールだけでなく、普段の生活の中で地元の農家の方から自分の田を貸したいなど農地の利用を相談された場合や、自分の畑に農作業に行く途中、付近の農地を見回することも確認の活動に含まれるため、1 日と計上してよいとされております。

(2) 活動強化月間の設定目標は、国が指定した 3 回を目標とし、5 月にある農業塾入塾説明会の実施月を新規参入促進月間とし、11 月に利用意向調査を配布し 12 月に回収を行うため、それぞれを利用意向調査の配布月間と回収月間として設定しました。

(3) 新規参入相談会への参加目標は、1 回 実施することを目標に設定し、先ほどもご説明いたしました、農業塾の担い手育成コースの入塾説明会を開催し、これに委員が参加することを目標としました。

以上が目標の設定となりますが、数値については集計中のものもあり変動する場合がありますのでご了承いただきますようお願いいたします。なお、令和 5 年度に活動した結果については、5 月の総会で点検・評価を行う予定をしております。

以上で、議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 14 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(1/2以上挙手)

賛成多数と認め、原案どおり決しました。

次に日程第8議案第15号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案25ページをお願いします。

説明に入る前に、報告をさせていただきます。農業振興地域整備計画の変更について3月案件は、除外10件で資料の案内をさせていただいておりますが、令和6年3月15日付で番号9の申出人から建築計画を見直したいとのことで取下げ願いが提出されました。その結果、除外9件となります。申し訳ございません。

議案第15号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農業振興地域整備計画の変更について3月案件は、除外9件です。別途、農振除外位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。それでは、説明させていただきます。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地と認識せず賃借している資材置場の是正及び集落内に資材置場があることにより、地域住民に迷惑をかけている状態を解消するため、本社付近に新たに資材置場を移転するための除外です。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

既存アスファルトプラント工場内が手狭になっており、緊急時や災害時に必要な工事材料や仮設材、安全施設等を保管する資材置場を整備するための除外です。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

連携先の稲沢市民病院及び稲沢厚生病院の中間地点に位置し、高齢化が進行している本申出地地区の地域医療のため、整形外科の診療所を建築するための除外です。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

申出地の隣接地に懇意にする医師が診療所を建築される計画があり、調剤薬局開設の強い要望を受け、新規の診療所と連携した新たな調剤薬局を建築するための除外です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 16 年度から実施している「農村活性化住環境整備事業」において、目比地区に防火水槽設置が計画され、当時の地元役員の要望により防火水槽を設置するための除外です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

現在住んでいる借家が老朽化して退去を求められており、手狭にもなっているため、自己用住宅を建築するための除外です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

現在使用している資材置場を是正するため、既存工場の隣接地に資材置場を移転するための除外です。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

分家住宅を子育ての協力が得られる本家付近に建築するための除外です。

番号 9 は初めに説明させていただきましたとおり、申出者から取下げがありましたので、欠番とします。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

近隣の既存工場において加工した鉄骨を保管及び発送するための資材置場を是正するものです。

以上、除外 9 件田 11,237 m²、畑 1,276 m²、合計 12,513 m²

いずれも農振法の要件を満たすものとして除外相当と考えます。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 15 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 9 報告第 7 号現況証明願の報告について から日程第 11 報告第 9 号農地法第 18

条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは29ページをお願いします。

報告第7号現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

30ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和43年より工場敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和47年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

昭和56年より住宅敷地として利用しておりました。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成12年より境内地として利用しておりました。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成12年より境内地として利用しておりました。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成13年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、31ページをお願いします。

報告第8号農地法第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

32ページをお願いします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲を目的とした転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲を目的とした転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場の設置による転用でございます。

番号5

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

続きまして、33ページをお願いします。

番号6

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

番号7

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

番号8

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、長屋住宅建築による転用でございます。

番号9

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、住宅建築による転用でございます。

34 ページ総括表をお願いします。

申請件数 9 件 田 5 筆 1,560 m² 畑 7 筆 1,456 m² 合計 12 筆 3,016 m²です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。

以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第3回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時00分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

14 番委員

田中 倫雄

15 番委員

宮田 佳司